

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

規 則	伊賀市の設置に伴う関係規則の整理に関する規則	教育総務室	1頁
告 示	三重県教科用図書採択地区の設定についての一部を改正する告示	小中学校教育室	1頁
	三重県指定有形文化財の指定	文化財保護室	1頁
	三重県指定無形民俗文化財の指定	文化財保護室	2頁

規 則

伊賀市の設置に伴う関係規則の整理に関する規則を以下に公布します。

平成十六年十月十八日

三重県教育委員会委員長 作 野 史 朗

三重県教育委員会規則第八号

第一条 三重県立高等学校通学区域に関する規則（昭和三十三年教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表（第一条関係）一の項地域の欄中「志郡」の次に「伊賀市」を加え、「上野市」「阿山郡」「名賀郡」を削る。

第二条 三重県教育委員会事務局組織規則（昭和四十二年教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項「上野市 阿山郡 名賀郡 上野市 名張市」を「伊賀市 伊賀市 名張市」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年十一月一日から施行する。

告 示

三重県教育委員会告示第17号

三重県教科用図書採択地区の設定についての一部を改正する告示を次のように定めます。

平成16年10月18日

三重県教育委員会教育長 安 田 敏 春

三重県教科用図書採択地区の設定についての一部を改正する告示

三重県教科用図書採択地区の設定について（昭和39年教育委員会告示第26号）の一部を次のように改正する。

表中伊賀地区の市の項中「上野市 名張市」を「伊賀市 名張市」に改め、郡（構成町村）の項中「阿山郡（島ヶ原村、阿山町、伊賀町、大山田村）名賀郡（青山町）」を削除する。

附 則

この告示は、平成16年11月1日から施行する。

三重県教育委員会告示第18号

三重県文化財保護条例（昭和32年三重県条例第72号）第5条第1項の規定により、次のとおり三重県指定有形文化財に指定します。

平成16年10月18日

三重県教育委員会

種別	名称	員数	所在地	所有者
彫刻	木造阿弥陀如来立像 附 像内納入文書 1巻19枚	1 軀	四日市市富田一色町 25 - 19	龍泉寺

三重県教育委員会告示第19号

三重県文化財保護条例（昭和32年三重県条例第72号）第27条第1項の規定により、次のとおり三重県指定無形民俗文化財に指定します。

平成16年10月18日

三重県教育委員会

種別	名称	所在地	保持団体
無形民俗文化財	国崎熨斗簪づくり	鳥羽市国崎町417	国崎熨斗簪づくり保存会